

原子力施設の核物質防護措置に係る審査基準の改正について（その 2）

令和 3 年 4 月 20 日
原子力規制庁

1. 現行の情報システムセキュリティに関する制度について

原子力施設における情報システムセキュリティ対策については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく防護措置として、各事業規則及びその認可等の基準である核物質防護措置に係る審査基準（以下「審査基準」という。）において、次の事項を求めている。

（1）情報システムに対する外部からのアクセス遮断

（2）情報システムセキュリティ計画の作成

さらに、事業者が自主的に情報システムセキュリティ対策の向上を図ることを促すため、法令及び審査基準を補足するものとして「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」^(注)（以下「ガイドライン」という。）を制定している。

（注）原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」。平成 30 年 3 月 15 日第 73 回原子力規制委員会において了承されたもの。

2. 制度改正の経緯・背景について

平成 30 年にガイドラインを策定した際、事業者に対して、ガイドラインに記載されている対策の自主的な実施を促すとともに、今後、規制要求化する予定であることを説明した。また、同年の IAEA の IPPAS フォローアップミッションにおいて、ガイドラインの規定事項の規制要求化の検討について助言があった。

今般、ガイドラインを参考にしつつ、発電用原子炉施設の情報システムセキュリティ対策について検査において確認を進めたところ、ガイドラインで示す情報システムセキュリティ対策は、施設が実施する情報システムセキュリティ対策の一環として定着しつつあることが確認できた。このため、ガイドラインの規定内容を審査基準に位置付ける改正を行うこととしたい。

3. 改正の概要

規制要求化する事項は、ガイドラインの規定内容を基本とし、IAEA 等の最新のガイド文書等を踏まえ、具体的な措置の詳細を検討した。（改正概要（案）

は別添資料に記載。)

また、全ての施設に対し一律に規制要求化するのではなく、廃止措置中の原子力施設については、設備の状態に合わせた規制要求を検討することとしたい。

4. スケジュール案

原子力施設の情報システムへの妨害行為又は破壊行為が行われた場合に影響が大きいと認められる以下の事業者及び施設に関する審査基準を先行して改正することとしたい。

- ・ 発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉施設）
- ・ 再処理事業者（再処理施設）

上記以外の事業者及び施設に関する審査基準の改正については、令和3年度に各事業所の情報システムセキュリティ対策について検査及び調査を行った上で、改正を行うこととしたい。

また、審査基準の改正後の情報システムセキュリティ対策が早期に各原子力施設において実施されることを期待し、あらかじめ改正概要案を示すとともに、事業者から対策の完了時期についての意見があれば聴取するため、本日の原子力規制委員会後速やかに、改正概要案を事業者に提示する機会を設けることとしたい。

なお、透明性を確保するため、事業者からの意見について、可能な範囲で公開することとしたい。

なお、審査基準は、核物質防護措置の詳細についての規制要求を定めていることから非公開としている。そのため、原子力規制庁において改正概要案を基に審査基準の改正案を作成し、原子力規制委員会において審議を行った後、パブリックコメントに代わるものとして審査基準の改正案に関する事業者から意見聴取の機会を設けることとしたい。

(発電用原子炉設置者等に関する審査基準の改正スケジュール案)

- 令和3年4月 原子力規制委員会における改正概要案の審議
- 令和3年4月頃 改正概要案を事業者に提示
- 令和3年8月頃 原子力規制委員会における審査基準の改正案の審議
- 令和3年9月頃 審査基準の改正案に関する事業者からの意見聴取
- 令和3年10月頃 審査基準の改正案の原子力規制委員会決定、施行（※）
- 令和4年1月頃 制度改正に伴う核物質防護規定の変更認可申請期限
- 令和4年10月末 経過措置期間終了（※）

※ 事業者の準備期間を確保するため、施行後 1 年間は従前の例とする経過措置を設ける。

原子力発電所の情報システムセキュリティに関する規制体系

【法律】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法）
（第43条の3の2第2項）

【規則】

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）
（第91条第2項第18号及び第19号）

【審査基準】

原子力規制委員会が別に定める基準

【ガイドライン】

原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン

実用炉規則第91条第2項第18号及び第19号（抜粋）

第91条第2項第18号	18 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。
第91条第2項第19号	19 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第96条第1項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。